

消防団防火服外一式 仕様書

第1 総則

- 1 この仕様書は、消防団防火服外一式の購入に関する必要な事項について定める。
- 2 消防団防火服外一式は、火災現場で消火活動を実施する消防団員が着用するものであるため、安全面及び活動面を重視した消防活動に適するものであること。
- 3 消防団防火服外一式は、国際標準基準IS011613:2017に準拠するものであること。
- 4 受注者は、この仕様書に関し疑義が生じた場合、又はこの仕様書に基づき製作することにより機能低下等が発生するおそれがある場合は、発注者に報告し指示を受けなければならない。この場合において発注者が指示した事項は、この仕様書と同等の扱いとする。
- 5 受注者は、契約後速やかに発注者と仕様打合せを行い、次の書類を2部提出し発注者の承認を得ること。
 - (1) 製作図面
 - (2) 使用材料等の品質証明書
 - (3) その他発注者が必要とするもの
- 6 受注者は、前項に規定する書類について変更する場合は、変更した書類及び理由書を提出し発注者の承認を得なければならない。
- 7 受注者は、発注者の指定する期日までに製作図面に基づいた試作品を1着製作し、発注者の承認を得たうえで本製作に取り掛かること。
- 8 納入場所は、次のとおりとする。

四国中央市消防防災センター（四国中央市中曽根町500番地）
- 9 受注者は、納入時に完成図書として次の書類を2部提出すること。
 - (1) 製作図面
 - (2) 各種証明書、説明書及び保証書（写しを含む）
 - (3) 納品書及び納品内訳書※上記の書類は、エイナーファイルにそれぞれ分類し綴じること。
- 10 保証期間については、メーカーが公表した期間とし、設計、製作、技術及び材料不良に起因した不備欠陥等が発見された場合、受注者が無償にて修理又は交換を行うこと。
- 11 生産の中止やモデルチェンジ等の理由により代替物を納入する場合は、発注者の承諾を受けなければならない。

第2 購入品名、数量等

	品 名	数量	参考品 ※同等品可
1	防火服 ※コート型	150	(株)赤尾 ファイアーライトFV型
			(株)服部商店 シェルテックス
			帝国繊維(株) ベストガードⅢG
2	防火帽	150	(株)赤尾 NEO-119WS
			(株)服部商店 HST-002GⅡ
			帝国繊維(株) FD-9

※同等品条件

参考品と同等以上の品質、性能を有し、この仕様書に準じたものであること。
また、指定期日までに発注者の承認を得ること。

第3 防火服

1 概要

- (1) 構成は上衣単体のみとし、形状は腰部までを覆うコート型（ロング丈）であること。
- (2) 特殊立体デザインや軽量化など運動機能性に優れたものであること。
- (3) 防火服は、熱環境及び身体的負荷への配慮事項に基づき、透湿性・軽量性・運動性を確保し、熱ストレスの低減に資する構造とすること。

2 材料

- (1) 防火服を構成する外側生地、内側生地（及び中間層・裏地等）の各材料は、ISO 11613:2017に基づく最小性能要件を満たしていること。
- (2) 防火服に使用する材料及び付属品は、全般にわたって十分な検査が施され、織り傷等の品質を損なう欠点がないものを使用し、優良な製品であること。

3 縫製

- (1) 各部の縫い合わせは良好であること。
- (2) 糸調子は良好であること。
- (3) 各部の縫製は、防水構造を用いた縫製とすること。
- (4) 反射テープ及び補強布は、端を折り返したダブルステッチなどの方法で強固に縫製すること。

4 仕様

- (1) 襟は、首部を覆う立ち襟とすること。
- (2) 前開き、ファスナー合せで左身頃に前立てを取り付け、右身頃に面ファスナーを取り付けること。
- (3) 袖は、腕の運動を考慮した構造とすること。
- (4) 左胸部及び左右腰部等に雨蓋付きポケットを取り付けること。また、面ファスナー及び底部に水抜き穴を設けること。
- (5) 左胸上部にマイクループを取り付けること。
- (6) 反射材は、前身頃胸部、後身頃背中、袖回りなどに強固に縫い付け、視認性を担保すること。なお、視認性が確保されていれば、縫い付け箇所は、この限りでない。
- (7) 後身頃適宜の位置に「四国中央市消防団」と文字入れを行うこと。
(文字入れ等のデザイン等については、別途協議)
- (8) 腰（胴）ベルトは、バックルタイプとすること。
- (9) サイズは、M・L・LLから選定できること。

5 付属品

防火服中衣の保冷剤ポケットに収納する保冷剤2個は、冷却持続時間1時間以上の性能を有するものを付属すること。

第4 防火帽

1 概要

防火帽は、消防活動上の安全性を確保するために必要な耐炎・耐熱性能と強度を有するとともに、十分な品質管理を行った材料を用いた製品であること。また、労働安全衛生法に基づく保護帽の規格に適合したものとすること。

2 構造等

防火帽は、帽体、着装体、顔面保護板、あごひも及びしころで構成し、帽体内側には衝撃吸収ライナー、着装体、あごひも、顔面保護板を取り付けること。

顔面保護板は、視野の障害にならない位置で、帽体内部に収納できるものであり、使用時に簡易に引き出せる構造であること。

3 材料等

防火帽に使用する材料及び付属品は、全般にわたって十分な検査が施され、織り傷等の品質を損なう欠点がないものを使用し、優良な製品であること。

4 帽体

(1) 表面は滑らかで、堅牢であること。また、帽体表面の仕上げはメーカーの指定色とし、容易に剥離しないこと。

(配色・デザインについては、別途協議)

(2) 徽章は、帽体前面中央に強固に貼り付けること。

(3) 帽体の両側面に「四国中央市消防団」と表示すること。

(文字入れ等のデザインについては、別途協議)

(4) 分団の識別ができるよう、後部に分団名を表示した反射シールを帽体の形状に配慮し、貼り付けること。

反射シールの配色は、赤・水色・緑・白の4色とする。

文字は、分団名を表示すること。(例：長津3 川之江1)

サイズは、縦3cm×横6cmとし、帽体の形状による変更は可能とする。

(フォント及び詳細な貼付場所等については、別途協議)

(5) 帽体後部中央に半月環状の金具を取り付けること。

5 装着部品

(1) 補助ハンモック付とすること。

(2) 頭頂部にクッション性、吸水性及び耐久性に優れた素材を使用した頭頂パッドを取り付けること。

(3) 頭回りに応じて、サイズ調節が可能で頭と接触する部分に吸水性及び耐久性に優れた素材を取り付けること。

(4) あごひもは、抗菌、防臭処理をしてあるものを使用し、防火帽が脱落したり、ぐらついたりしないように確実に締められるものを取り付けること。また、容易に脱帽できる構造とすること。

(5) 顔面保護シールドは、衝撃に対して高強度であり、耐熱性に優れたものとし、視界の妨げとなるゆがみや構造等でないこと。また、帽体から円滑に引き出すことができ、引き出した状態及び収納した状態でぐらつきのない構造とすること。

(6) しころは、落下物からの保護と火災から身を守る構造で製作し、卸等での脱着が可能であること。また、表生地は、防火服の表生地と同素材を使用し、同等の耐炎性・熱伝達性を有すること。

以上